

広告掲載基準細則

経営企画課

(趣旨)

- 1 この細則は、呉市上下水道局広告掲載取扱要綱(平成17年8月8日実施。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定に基づき、広告掲載基準として定めるものであり、要綱の規定に基づく広告媒体への広告掲載の可否は、この細則に基づき判断するものとする。

(基本的な考え方)

- 2 呉市上下水道局の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報でなければならないため、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(掲載を承認しない広告)

- 3 以下に相当する広告は、掲載を承認しないものとする。
 - (1) 前項の趣旨に鑑みて適切でないもの
 - ア 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連する広告
 - イ 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
 - ウ 広告主の代表者等の写真を含む広告
 - エ 社会問題についての主義主張や係争中の事件に係る声明広告
 - オ 国内世論が大きく分かれているもの
 - カ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ク 非科学的又は迷信に類するもので、広告を見る者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ケ 名誉き損、信用き損、プライバシーの侵害、業務妨害のおそれのあるものや、差別を助長するもの
 - コ 広告媒体の使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの
 - (2) 青少年保護又は取引の安全の観点から適切でないと認められる広告で、次に掲げる業種又は事業者に係るもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する業種
 - イ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業(消費者金融)

- ウ 商品先物取引の営業等
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
 - オ その他社会問題を起こし、又はそのおそれがある業種や事業者
- (3) 法令等に違反するもの及び違反するおそれがあるもの
- (4) 社会的な観点から適切でないもの
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告
 - イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現を含む広告
 - ウ 都道府県知事又は市の許認可を受けていない、届出をしていないなど、各種手続を行っていない社会福祉施設等の広告
 - エ 文部科学省・都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告。ただし、国等の公的機関の助成制度などの適用を受けている団体は除く。
- (5) 消費者保護の観点から適切でないもの
- ア マルチ商法、催眠商法等、悪質商法とみなされるもの
 - イ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関する広告
 - ウ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度の宣伝となるもの
 - エ 呉市の指名停止措置を受けているものの広告
- (6) その他
- ア 皇室関係の写真、紋章等を使用した広告
 - イ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの又は明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
 - ウ アマチュアスポーツの選手や各種競技団体等の役員の氏名、写真、推薦文等を使用したもの
 - エ 国土地理院の地図を無断で使用したもの
 - オ あたかも呉市が推奨しているような表現のもの
 - カ その他広告掲載することが適切でないと要綱第 5 条 1 項の呉市上下水道局広告掲載審査委員会が認めたもの

付 則

この細則は、平成 28 年 1 月 1 日から実施する。